○総務省告示第三百二十一号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十六日

総務大臣　山本　早苗

第三号の表中

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	０１９

を

一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター	０１９
一般社団法人タコヤキ	０２０

に改める。

○外務省告示第三百二十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十八年外務省告示第三百十八号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号、第一九八九号及び第二二五三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十八年八月三日に行った決定等に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第一三三三号８（ｃ）、第一三九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）、第一九八九号１（ａ）、第二二五三号２（ａ）及び第二二五五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十八年八月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

別表の７４０．及び７４１．を追加する。

（別表）

次のとおり追加する。

【アル・カーイダ／ＩＳＩＬ（ダーイシュ）と関係を有する個人】

740. アスラン・アヴガザロヴィッチ・ビュトゥカエフ（別名：(a)アミール・ハズマット(b)アブバカル）
ASLAN AVGAZAROVICH BYUTUKAEV (a.k.a.: (a)Amir Khazmat (b)Abubakar)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1974年10月22日
出生地：Kitaevka, Novoselitskiy District, Stavropol Region, Russian Federation
国籍：ロシア連邦
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：Akharkho Street, 11, Katyr-Yurt, Achkhoy-Martanovskiy District, Republic of Chechnya, Russian Federation
国連制裁委員会による指定日：2016年８月３日
その他の情報：テロ犯罪でロシア連邦当局に指名手配された。リヤダス・サリヒン・リカナザンス・アンド・サポタージュ・バタリオン・オブ・チェチェン・マーターズ（ＲＳＲＳＢＣＭ）（346. に指定した団体）の自殺大隊を指揮している。

741. アイラット・ナシモヴィッチ・ヴァヒトフ（別名：サルマン・ブルガルスキー）
AYRAT NASIMOVICH VAKHITOV (a.k.a.: Salman Bulgarskiy)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1977年３月27日
出生地：Naberezhnye Chelny, Republic of Tatarstan, Russian Federation
国籍：ロシア連邦
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2016年８月３日
その他の情報：シリア市民又はイラク市民の偽造旅券を使用しているかもしれない。レバントの人々のためのアル・ヌスラ戦線（644. に指定した団体）の「Bulgar Group」のメンバーで、100人の戦闘員を率いている。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配書に含まれているものを利用可能。

○財務省告示第二百四十八号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成二十八年五月財務省告示第百五十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

前文中「から平成二十九年三月三十一日までの間に」を「以後に」に改め、前文に後段として次のように加える。

なお、平成二十八年熊本地震による災害の復旧のために平成二十八年八月二十六日から平成三十五年十二月三十一日までの間に支出された寄附金（第二号に掲げるものに該当するものに限る。）は、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第一号及び第一号の二に掲げる寄附金に該当しないものとする。

本文中「寄附金」の下に「（平成二十八年五月十三日から平成二十九年三月三十一日までの間に支出されたものに限る。）」を加え、本文を第一号とし、本文に次の一号を加える。

二　法人税法別表第一に掲げる法人（港務局及び地方公共団体を除く。以下この号において「公共法人」という。）、同法別表第二に掲げる法人、法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第百五十六号）附則第四条第二項（収益事業の範囲に関する経過措置）に規定する特例民法法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第三項（定義）に規定する認定特定非営利活動法人、同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人若しくは特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十号）附則第十条第四項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）に規定する旧認定特定非営利活動法人である法人（以下この号においてこれらの法人を「公共・公益法人等」という。）に対して支出された寄附金（その寄附金を募集することについて相当の理由があるとして及び募集要綱（寄附金の使途並びに募集の目標額、方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面をいう。）に記載された事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公表することにつき当該公共・公益法人等が平成二十八年八月二十六日から平成三十年十二月三十一日までの間に当該公共・公益法人等に係る主務官庁（所轄庁を含む。以下この号において同じ。）の確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合